

| | |
|-----------|-------------|
| 陳情番号 | 件名 |
| 第 5 号 | 消費税増税反対について |
| 受理年月日 | |
| 24. 5. 15 | |

| |
|--|
| 陳情の趣旨 |
| <p>【陳情趣旨】</p> <p>民主党・野田政権は、社会保障の改悪と消費税増税の「一体改革」を強行しようとしています。</p> <p>しかし、今行なうべきことは、東日本大震災からの復興や東電の原発事故による放射能汚染の除去に力を尽くし、税金の無駄遣いをなくすことではないでしょうか。生活費に税金をかけ、弱い者に重い負担を押し付ける消費税は、中小業者の経営を脅かし、景気を悪化させ、被災者の生活再建や社会保障の財源に最もふさわしくありません。消費税をいくら増やしても、経済が悪化すれば税収は増えません。</p> <p>相模原市内においても、長引く不況と大型店の進出で、休業・廃業に追い込まれている商店が後を絶ちません。シャッターを閉めた店が並ぶ商店街もあります。私たち中小零細業者は、売上に消費税を転嫁できず身銭を切って納税しています。免税業者でも仕入れや経費には消費税がかかっています。消費税の増税が強行されれば地域の中小業者は存続の危機に追い込まれます。</p> <p>税制の大原則は、「生活費に税金をかけない」と、「能力に応じて公平に税金を負担する」ことであり、この原則を踏まえた税制によって財源を確保すべきです。こうした趣旨から、以下のことを陳情します。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>1、「消費税増税反対の意見書」を国に提出してください。</p> |

| 陳情番号 | 件名 |
|-----------|-----------------|
| 第 6 号 | 神奈川県最低賃金改定等について |
| 受理年月日 | |
| 24. 5. 17 | |

| 陳情の趣旨 |
|---|
| <p>陳情の趣旨</p> <p>2012年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、次の事項について、国に対して意見書を提出されますよう陳情致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。とりわけ「同一価値労働同一賃金」の観点にたち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。 また、特定最低賃金の改定については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。 2. 最低賃金の改定にあたっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。 3. 最低賃金論議については、生活保護との整合性が明確にされたことから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図ること。また、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。 <p>陳情の理由</p> <p>今日、厳しい経済情勢等による新規卒業も含めた正社員の採用減少や、雇用形態の多様化の名のもとに進められた労働者の非正規化等により、非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層が増大しています。また、非正規労働者には、自ら生計を維持している労働者層も拡大しており、安心・安定が確保された生活を営むことを可能とするためにも、最低賃金制度が果たす役割がますます大きくなっていると考えます。</p> <p>このような状況を勘案しますと、今日ほど賃金のセーフティネットの充実が求められている時はなく、最低賃金制度は、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットの一つであります。</p> <p>連合神奈川は、真にセーフティネットとして有効に機能させるためには、地域別最低賃金の改善、企業内最低賃金協定の締結拡大を進め特定最低賃金による事業の公正競争の確保、均等・均衡待遇が重要な課題であると考えます。</p> |

以上の観点から、貴議会におかれましては、本陳情の趣旨をご理解のうえ、国に意見書を提出されますようお願い致します。

| 陳情番号 | 件名 |
|-----------|--|
| 第 7 号 | 義務教育費国庫負担制度存続、教職員定数改善計画の早期実施を求めることについて |
| 受理年月日 | |
| 24. 5. 22 | |

| 陳情の趣旨 |
|--|
| <p>1. 陳情趣旨</p> <p>(1) 義務教育制度の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続させること。特に学校事務職員・栄養職員・加配教員をその対象から外さないこと。また、義務教育教科書無償制度を継続すること。</p> <p>(2) 義務標準法改正の趣旨に基づき、公立の小学校二年生から六年生まで、及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む）の学級編成の標準を順次35人に改定する措置を早期に講ずること。</p> <p>2. 陳情理由</p> <p>今、義務教育に求められているものは、子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育が行われることであり、このことは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのためには国における教育予算等の条件整備が不可欠です。しかし、教育予算については、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革によって、義務教育費国庫負担の国の割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫する状況が続いています。こうした中、仮にも義務教育費国庫負担制度を縮小・廃止することは地方財政をさらに圧迫するとともに、全国的な教育水準の確保・教育の機会均等の原理を阻害することになりかねません。</p> <p>義務教育費国庫負担制度は、全国どこの自治体でも、すべての子どもたちが等しく義務教育を受けられるよう1953年度（昭和28年度）に制度化され、義務教育諸学校等の教職員の給与費等を国庫負担対象にすることを定めてきました。この制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として現行義務教育制度の重要な根幹をなしています。中央教育審議会答申においても、教職員給与費の「優れた保障方法」として今後も維持されるべきとしています。また、義務教育教科書無償制度も、我が国の義務教育の</p> |

根幹として定着しています。

また、少人数学習や少人数学級などの実施は、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導ができることから、保護者や子どもたちの願い、時代のニーズに応え、大きな教育効果を上げています。新しい学習指導要領により、授業時数も増加する中、不登校やいじめ等の課題は深刻化し、障害のある子どもや日本語指導など支援を必要とする子どもも増えており、35人以下学級の着実な実施・進行はきわめて重要な施策です。

これら、義務教育費国庫負担制度・義務教育教科書無償制度の存続と教職員定数改善計画の早期実現については、神奈川県PTA協議会をはじめとする県内外の多くの教育関係団体も、強く求めています。

以上の理由から、2013年度（平成25年度）国家予算編成において、教育予算の大幅増額と義務教育費国庫負担制度存続を求め、教育の機会均等を引き続き確保するとともに、教育水準の維持・向上をはかるよう、地方自治法第99条の規定により、貴議会の意見書を国・関係機関に提出していただきますよう要請いたします。

| | |
|-----------|----------------------------|
| 陳情番号 | 件名 |
| 第 8 号 | 市庁舎、学校等公共施設のさらなる節電の取組みについて |
| 受理年月日 | |
| 24. 5. 29 | |

| |
|---|
| 陳情の趣旨 |
| <p>【陳情趣旨】</p> <p>3・11以後、節電への関心が高まり、相模原市においてもPPS契約、一部LED切り替え等様々な取組みがされています。しかし、電力消費量がピークとなる夏に向けて更なる節電の取組みが求められています。また、今年4月から東京電力管内で大口径電力需用者に対して17%の電気料金値上げが実施されたことによる財政影響への対策も必要です。夏の電力使用量のピーク時の70%は産業用であり、そのうち30%が照明、40%が空調によるものであることを考えると、この部分の節電を進めることが急務と考えます。</p> <p>先ごろ市民団体が行った県内自治体へのアンケート調査によると、電力消費の大半を占める照明と空調の切り替えはまだ進んでいないことがわかりました。神奈川県内全34自治体のうち、相模原市を含み回答した31自治体で調査した公共施設の内、照明の切り替え実施済みの施設は15%、空調の切り替え実施済みの施設は9%に留まっています。</p> <p>奈良県大和郡山市では、庁舎や学校施設等の照明を高効率で省エネ効果の高いものへと一斉に取り替えることで大幅なCO₂削減と消費電力の削減を実現し、さらに、リース方式の導入で財政負担の軽減効果も実現しています。</p> <p>更なる節電の取組みを進め税金を有効に使うために、効果的な節電対策として以下の実現を求めます。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>市庁舎、学校等公共施設の照明を施設稼働状況に適した、より省エネ効果の高い機器に切り替え、相模原市の節電をさらに進める。切り替えにあたっては、対象施設ごとに集中的な取り替え計画を立て、リース方式の導入も検討する。</p> |